

令和8年2月6日（金）

第3回推進本部会議 メモ

日時：令和8年2月6日（金） 10:45～12:00

場所：教育庁第1会議室（旧県立図書館3階）

参加者：教育管理統括監、教育指導統括監、参事、総務課副参事（代理出席）、教育支援課長、学校人事課長、県立学校教育課長、教育DX推進課班長（代理出席）、義務教育課長、保健体育課長、生涯学習振興課長、文化財課班長（代理出席）、働き方改革推進課長、国頭教育事務所長、中頭教育事務所長、那覇教育事務所長、島尻教育事務所長、宮古教育事務所長、八重山教育事務所長

1. 本部長あいさつ

2. 協議事項

（1）協議事項「令和8年度における働き方改革推進の重点項目と取組内容」について事務局説明

（2）各課長・各教育事務所長より意見

【国頭教育事務所】

労働安全衛生管理体制の整備が課題だと思う。学校現場では衛生委員会と運営委員会と併せて開催したり、施設点検を行う程度である。職員が49名以下の小規模校が多い国頭地区ではどうしていくかが課題である。「余白」の時間について懸念しているのは、学校がコマ数減を意識するあまり本来の意図から外れないかということである。

【中頭教育事務所】

「余白」の時間の創出に関しては、市町村にばらつきがある。外部対応と体制整備に関しては、ある自治体では東京都の取組を参考にガイドラインを策定しようという動きもある。

【那覇教育事務所】

授業時数に関しては徐々に減少し、取組は進んでいる。「授業づくり」が大事になってくる。ただ、子どもと触れ合う時間は十分に保たれているとは言い難く、「余白」を生み出しても教員がうまく活用しておらず、働き方改革の趣旨と少しずつ来ているのが現状である。保護者の対応に関しては各学校とも苦慮している。今後こうした支援体制を整備することが肝要である。

【島尻教育事務所】

本地区においては働き方改革は進んでいる感はある。課題として、「余白」の時間は設定しているが本当の意味での「余白」になっていないことがあげられる。あと、学校に対する苦情が小学校でも報告されている。外部対応等の体制整備は急務である。部活動に関しても、ノ一部活動デーは導入されてきているが、大会数が多く専門外の先生方にとっては依然として負担感が大きい。また、部活動の地域展開もスター時は快調だったが、その後の進展がみられないのが課題である。

【宮古教育事務所】

先生方の負担や働き方改革に関する意識づけは進んでいるが、学校長はじめ管理職に負担がきている。外部対応に関連して、本地区でもスクールロイヤーが配置されてはいるが、休職に追い込まれている事例も何例かある。具体的な対応を市村が中心になってやっていくのか、県が指標などを示して県全体

で進めていくのかを次年度示すことができればと思う。

【八重山教育事務所】

三市町の働き方改革推進連絡会議で各教育委員会の取組に関する情報交換を図ることで、良い相乗効果が出来ている。本地区は異動する職員が多いため、春休みを長くして夏休みを短く設定している。竹富町では次年度からラーケーションを導入する。新しいことを取り入れることが難しい地域性もあるが、その中でも午前中は5時間の日課を設定し、午後の時間にゆとりを持たせている学校が2校ある。次年度、導入する学校が増える傾向にある。ゆとりが生まれると先生方の対話が生まれ、その結果同僚性が高まるという成果も報告されている。保護者対応に関しては、スクールロイヤーの活用が図られており、即時対応という点で教職員の負担軽減につながっている。しかし、予算の面で小さな自治体ではそうした体制ができていないのが現状である。今後も連絡会議で情報共有に努めていきたい。

【総務課】

外部対応は課題であると認識している。今年の10月までにはしっかり取り組んでいく必要がある。県知事部局の方針は令和7年4月に策定されているが、内容は行政職員向けである。学校用の方針を策定するにあたっては関係各課と調整を行う必要があると考えている。全体的な関りについて、本課としては予算獲得に向けた支援等を引き続き行っていきたい。

【教育支援課】

学校の先生方へのアンケートの中で奨学金関係の業務が大きいとの声を受け、沖縄県国際人材育成財団へ様式の見直しを依頼した。また本課を通して市町村に奨学金募集を周知している団体に対しては、現状を説明の上、様式の見直しを依頼し、学校の負担軽減に協力してもらうようお願いしている。

あと、学校と教師の業務の3分類の中で学校設備の活用等が上がっている。これに関連する要望が学校から出た場合、緊急性にも勘案しながら関係課と調整して対応していきたい。

【学校人事課】

県立学校長の人事関係面談を終えたところである。面談では時間外在校等時間の実績も踏まえながら話を勧めたが前年度よりも概ね改善している。しかし、部活動を理由とした長時間勤務の教職員が依然として多い。部活動指導のことについて学校長に尋ねたところ、移動時間を含めた遠征が主な要因であると話していた。学校単位で収まる話ではないと感じた。また事務職員を取り巻く状況も厳しいとの声を受け、事務の集約化に向けた協議をはじめたところである。

【県立学校教育課】

働き方改革に対する意識は高まりつつあるが、やるべき業務をやっていない事例もあると聞いている。進路指導関係の外部対応面（勤務時間外でのフォローアップなど）でそのような話がある。

スクールロイヤーに関しては、代理人としての役割は出来ないことは浸透してきた。第三者の立場でお互いの主張内容を整理・調整する役割としてのスクールロイヤーの活用は進んでいる。今後は大阪府のように、弁護士グループを編成して代理人としての役割も担う組織が出来ないか検討に入って行く。

コミュニティ・スクールに関して。令和10年度までには全県立学校導にCSを導入する計画である。先生方からはCSを導入することで外部から学校を監視するのではという拒否反応があるが、例えば外

部対応の際、学校だけでなく地域の方も一緒になって学校を守る体制に繋がるものであるということを先生方に説明し、理解醸成を図りながら導入を進めていく。

【教育 DX 推進課】

公立小中学校関係では校務支援システムの県域調達を取りまとめた。県立学校の取組としては高校入試の Web 出願システムを稼働した。今後、県立学校においてはセキュリティーの高いインターネット体制の構築や新校務システムの導入に向けて取り組んでいく。

【義務教育課】

1. 子供の学びの支援体制の充実に関連して。

PL 6 : 「小学校における専科指導担当教師等の配置拡充」・・・適切な配置に努める

PL38 : 「CS 設置と地域学校協働活動との一体的推進の検討」

・・・県内の CS 導入率は 50%超。未導入の市町村へ情報提供や支援を行っていく。

2. 教職員の学びの支援体制の充実に関連して。

PL39 : 「年間授業時数についての点検・見直し」・・・本課でも把握し、改善に向けて取り組む。

PL48 : 「年間を通した柔軟な時間割編成（日課表）の工夫」

・・・令和 8 年度に教育課程特例校の設置、管理職マネジメント研修の成果を横展開

3. 学びの支援に向けた地域との連携・協働体制の充実に関連して。

PL 2 : 「SC、SSW の適正配置」・・・今回、当初予算に県単で確保できた。拡充を予定。

PL13 : 「学校に対する過剰な要求等に対応する支援体制の構築」

・・・昨年度、学校問題解決対策事業を行った。各教育事務所で弁護士を講師とした法律事案対応研修を実施。

【保健体育課】

地域展開に関しては地域差がある。令和 9 年度までには各市町村で計画策定を終えることになっている。地区ごとの課題を整理しながら進めないと上手くいかない。次年度は踏み込んで取組を進めたい。

部活動指導に関する課題として負担感と長時間勤務の二つがある。また長時間勤務の要因の一つとして大会引率が上がっているが、競技団体との調整をどのように進めていくのかが今後の課題である。

部活動指導員に関しては、これまでは市町村の事情もあり不要額が出ていたが、前もって人材確保に努めながら適正な部活動指導員の配置に努めたい。

【生涯学習振興課】

本課が関係する項目としては、重点項目 1 の a、b、そして重点項目 3 の e となっている。いずれの項目も P L 38 : 「CS 設置と地域学校協働活動との一体的推進の検討」の一点に尽きる。学校運営協議会制度が進んでいけば、学校の課題解決に向けて地域住民が学校教育活動に関わり出すことになる。本課が扱う地域学校協働活動事業は令和 8 年度は予算拡充の方向であり、この事業が拡大することで学校における働き方改革に貢献することができればと考える。

【文化財課】

部活動の地域展開に関して。6 市町村を訪問したところ、指導員の予算はつけているが人材が探せず、

不要額が出ていることが課題として見えてきた。特に吹奏楽の指導員を探すことができないということから、うるま市と連携して人材確保に努めていきたい。令和8年度は糸満市と八重瀬町が手をあげている。あと、公民館などの施設が使えないということが課題として上がっている。首長部局との連携を図る意味でも、シンポジウムを開くなど首長部局の職員への理解醸成に努める必要がある。

【働き方改革推進課】

現行の「ピースフル・プラン」が令和8年度で最終年度を迎える。令和9年度からは新プランでスタートすることを踏まえて、次年度で方向性を固め、市町村や学校にも周知していかなければ良いスタートは切れないと考えている。今回、「学びの充実」という新しいキーワードを追加することで、3軸に近い構想になってきた。「学びの充実」に関連して言えば、不登校対策や学力向上対策などはどの校種においても大きな課題となる。課題が大きくなると教職員の負担も増えてくるので働き方改革もしっかり進めていく必要がある。

次年度以降は、とりわけ指導課とはこれまで以上の連携が求められる。また課の方で新しい取組をしたい手が回らない場合は、本課に相談してもらいたい。支援にあたりたい。

保護者対応の件について、4月から本格的に指導しなければいけないと思う。今年の10月から義務化されるが、法令を確認してみると①方針の明確化、②マニュアルの作成、③職員からの相談窓口の設置、④対応体制の整備、⑤教職員への研修、を10月1日までに整えないといけないことになっている。

まずは直轄である県立学校を対象に策定する必要があるので県立学校教育課が中心になって取り組む必要がある。その際、市町村にも提供できる内容にするため義務教育課や教育事務所の協力が必要。また、完成したマニュアルは学校や保護者、地域などへしっかりと伝えることが必要である。

【参事】

中頭教育事務所にいた頃「学びから取り残されない」ということで、教師や生徒だけでなく地域も学びから取り残されない環境づくりに努めてきた。今回「学びの充実」というキーワードに即して方向性が定められたことで次のステージに進むことを実感した。

要望として、Plantを活用しながら研修を進めるという昨今の流れを踏まえて、そういったものを負担感なく On the job learning のようにチームで研修推進を図っていくという視点が薄い気がする。

「高度専門職」というところに「新たな教師の学びの姿」を示した令和4年度の答申の内容を参考に表現を工夫してはどうか。これまで行ってきたことに加えて「働きがい」という視点を加味して進めていく学校における働き方改革の今後の取組に期待したい。

【教育指導統括監】

毎年テーマを変えて取組を進めていく姿勢はよい。ただ、これまでやってきたことは忘れず前進してもらいたい。子供の学びの支援体制の充実について、人間性や学びに向かう力をつけるために何ができるのかを各課で協力しながら考えるのもよい。教職員の学びの支援体制の充実について、例えば研修を受けた現場で実践した後、もう一度再研修を受けることで学びを深めるなど、研修の持ち方も検討する必要がある。学びの支援に向けた地域との連携・協働体制の充実に関しては、1と2がしっかり繋がった形で支援体制を整えると3軸に即した働き方改革が進んでいくのではないかと思う。期待したい。

※協議事項について、事務局より提案のあった方向性で進めていくことで全委員承認